

令8福長第1051号

令和8年5月25日

秋田市社会福祉審議会委員長 様

秋田市長 沼谷 純
(公印省略)

「第12次秋田市高齢者プラン（第10期秋田市介護保険事業計画）」
の策定について（諮問）

本市では、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとした「秋田市高齢者プラン」を策定し、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策を展開しているところです。

プランは、市町村介護保険事業計画の計画期間に合わせ、3年ごとに見直しを行っており、現行プランの計画期間は令和6年度から令和8年度までとなっていることから、今般、令和9年度から令和11年度までの3年間に計画期間とするほか、次期プランは認知症施策推進計画を包含して策定する予定としております。

つきましては、貴審議会のご意見を賜りたく、「第12次秋田市高齢者プラン（第10期秋田市介護保険事業計画）」の策定について諮問いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

第12次秋田市高齢者プラン（第10期秋田市介護保険事業計画） の策定について

1 プランの概要

このプランは、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画として策定するものである。

名称	根拠法令	概要
第12次秋田市高齢者プラン (第10期秋田市介護保険事業計画)	老人福祉法	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画 (市町村老人福祉計画)
	介護保険法	3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画 (市町村介護保険事業計画)

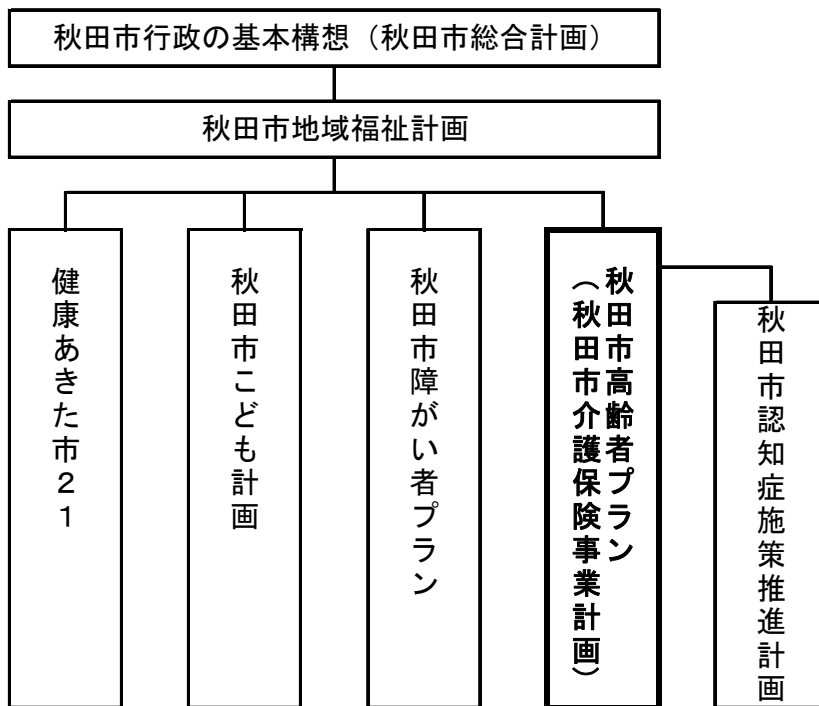
2 計画期間

プランは、介護保険事業計画の計画期間に合わせ、令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

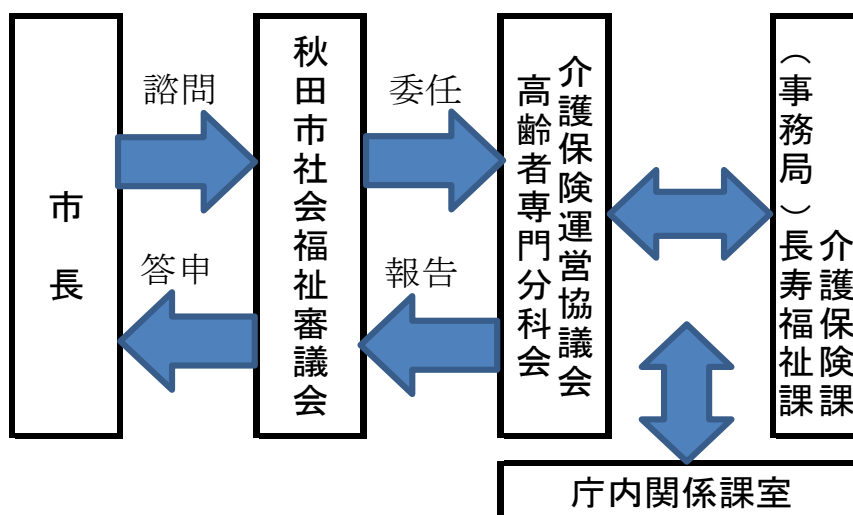
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画期間	第10次高齢者プラン (第8期介護保険事業計画)			第11次高齢者プラン (第9期介護保険事業計画)			第12次高齢者プラン (第10期介護保険事業計画)		

3 プランの位置づけ

このプランは、秋田市行政の基本構想である「秋田市総合計画」を実現するための福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位に、他の福祉および保健に関する計画との整合性を図った計画とする。



4 計画の策定体制



5 策定スケジュール（案）

時 期		内 容
令和8年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問） 第1回高齢者専門分科会（概要説明） 第1回介護保険運営協議会
	6月	6月議会厚生委員会（概要説明）
	6～8月	骨子案作成作業
	9月	第2回高齢者専門分科会（骨子案説明） 第2回介護保険運営協議会 9月議会厚生委員会（骨子案説明）
	9～11月	原案作成作業
	11月	第3回高齢者専門分科会（原案説明） 第3回介護保険運営協議会
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント実施
令和9年	1月	成案作成作業 閉会中厚生委員会（施設整備、介護保険料の説明）
	2月	第4回高齢者専門分科会（成案最終確認） 第4回介護保険運営協議会 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） プラン策定・公表

6 法律によりプランに定めるものとされている事項（努力義務含む）

- (1) 老人福祉事業の量の目標および事業量の確保のための方策
- (2) 介護サービスの種類ごとの量の見込みおよび見込量の確保のための方策
- (3) 地域支援事業の量の見込み、ならびに各年度における地域支援事業の費用の額および見込量の確保のための方策
- (4) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および保険給付費等の適正化に関し取り組むべき施策および目標に関する事項
- (5) 介護サービスの種類ごとの量、保険給付費の額、地域支援事業の量、地域支援事業の費用の額および保険料の水準に関する中長期的な推計
- (6) 介護サービス事業者相互間の連携の確保およびサービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (7) 地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- (8) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項
（認知症高齢者等の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項）

7 第10期介護保険事業計画のポイント

(1) 介護サービス提供体制の計画的な整備

ア 地域の実情に応じたサービス提供体制の整備

地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、第10期計画における施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて、介護サービス提供体制を計画的に確保していく必要がある。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、医療・介護の連携を強化し、医療及び介護の効率的かつ効果的な提供を図ることも重要である。

イ 在宅サービスの充実

居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型について、引き続き、地域の実情に応じて、普及を検討し、整備に取り組むことが重要である。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

ア 地域包括ケアシステムの深化

地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で高齢者自身が自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築は引き続き進めていく必要がある。

イ 保険者機能の強化

介護給付適正化の取組を推進する観点から、介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要である。

ウ 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

介護人材確保に関するプラットフォームも活用しながら、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備などを総合的に実施することが重要である。

8 秋田市認知症施策推進計画の包含

共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、策定が努力義務とされている市町村認知症施策推進計画を包含して策定する。

【参考】第10期介護保険事業計画基本指針について

前回（第9期）の正式な告示は年度末近くであり、今回（第10期）についても同様の時期となることが想定されるが、令和8年3月に行われた全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料において、基本指針の見直しにあたっての基本的な考えが示されている。